

# R 7 江別市立江別第二小学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

## 1 基本理念

平成25年9月28日に国の「いじめ防止対策推進法」が施行され同法第13条に、学校は「学校いじめ防止基本方針」を策定する旨が規定され。策定する際単なる方針の提示で終わるのではなく実効性ある具体的な実施計画や実施体制についてもその方針に盛り込むこととされている。

また、平成29年3月14日に改定された国の「いじめの防止等のための基本的な方針」や、その後改定された「北海道いじめ防止基本方針」「江別市いじめ防止基本方針」を受け各学校においても「学校いじめ防止基本方針」を点検・見直しを行うこととなった。

今回、新たに「江別市立江別第二小学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」）」策定するに当たってはこれまでも本校にあった「学校における危機管理」としての「いじめへの対応」を点検・見直ししあらためて本校の重点課題の一つとして取り組んでいく。

策定の際全ての教職員がいじめ問題に取り組む基本姿勢や未然防止・早期発見・早期対応等についての基本的な認識や考え方を共有しいじめ問題を学校全体として組織的に取り組む。

児童にもいじめ問題を自分たちのこととして捉えさせるため道徳教育や体験学習を充実させると共に児童会等に「いじめ防止のためのルール作り」を促す。またいじめ問題の解決のため保護者や地域との連携・協力体制を確立していく。

以上のことを踏まえ江別第二小学校では豊かな心と健やかな体を育成する教育を進め全ての子どもが笑顔あふれ希望に満ちた学校生活をおくりいじめの起こらない学校づくりを推進するためこの基本方針を示した。

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（いじめ防止対策推進法第3条）

## 2 いじめの定義、いじめの理解

### (1) いじめとは

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

- ① 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つ。
- ② いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努める。
- ③ いじめは、単に「加害者」と「被害者」だけの問題ではなく、「観衆」や「傍観者」などの周囲を含めた「集団の問題」であることを認識する。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

- ④ いじめの中には、「犯罪行為」や重大ないじめ事案として、警察に相談又は通報を行う必要となるものが含まれおり、想定される事例には次のようなものがある。

学校で起こり得る主な事例	該当し得る犯罪
危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。	不同意わいせつ（刑法第176条）
同級生に「死ぬ」とそそのかし、その同級生が自殺した。	自殺関与（刑法第202条）
ハサミやカッター等で怪我をさせる。 殴ったり、蹴ったりして怪我をさせる。	傷害（刑法204条） 暴行（刑法第208条）
無理やり衣服を脱がせたりする。	暴行（刑法第208条）

裸などの写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。	脅迫（刑法第222条）
遊びなどと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。	強要（刑法第223条）
所持品を壊したり、カッターで切り裂く。	器物損壊等（刑法第261条）
教科書等の所持品や、財布から現金を盗む。	窃盗（刑法第235条）
断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。	恐喝（刑法第249条）
スマートフォンで裸などの写真・動画を撮って送らせたり、その写真・動画をSNS上のグループに送信したりする。	児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条）

### 3 いじめ対策のための校内組織の設置

#### （1）いじめ防止対策委員会の設置

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、生徒指導係、学年代表、該当学級担当、からなる「いじめ防止対策委員会」を設置し、必要に応じて委員会を開催します。また、心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー、心の教室相談員、登校サポーター、スクールソーシャルワーカーなど）を組織の構成員に位置付け、必要に応じて出席を依頼する。委員会は、いじめ問題に組織的に取り組むに当たって中核となるものであり、次の役割を担う。

#### （2）いじめ防止対策委員会の役割

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ② いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ③ いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者へ周知
- ④ いじめの相談・通報の窓口
- ⑤ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報収集と記録、共有
- ⑥ いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係ある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施
- ⑦ 学校いじめ防止基本方針による取組が、より実効性の高いものとなるよう、適切に機能しているかを点検し、必要に応じた見直し

## 4 いじめ未然防止のための取組

### (1) 未然防止の基本

- ① いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
- ② 未然防止の基本は、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ③ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係及び学級・学校風土をつくる。
- ④ 教職員においても、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ⑤ 特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
  - ・ 発達障害を含む、障害のある児童
  - ・ 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
  - ・ 性同一性障害や性的指向・性自認により困難を抱えている児童
  - ・ 東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童

### (2) 未然防止の主な取組

- ① 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や自己肯定感を育む体験活動などの充実を図る。
- ② 豊かな心と健やかな体を育成する教育、規範意識や思いやりの心などを育成する教育を推進する。
- ③ いじめゼロを目指した児童会を中心とした活動を行う。
- ④ いじめに関する校内研修を行い、教職員の資質能力の向上を図る。
- ⑤ 「いじめチェックリスト」を活用し、児童や学級の様子を日常的に把握する。
- ⑥ QU検査等、各種検査結果を活用する。
- ⑦ いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、取組状況を把握し、必要に応じて改善を図る。

## 5 早期発見

### (1) 早期発見の基本

- ① いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識する。
- ② ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ③ 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ④ 児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。教職員は、児童が自ら SOS を発信することやいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとっては多大な勇気を要するものであることを理解する。

### (2) 早期発見の主な取組

- ① いじめアンケートを実施する。
- ② いじめアンケート実施後は、関係児童に対する個人面談を必ず実施する。ただし、面談の実施方法、時間、場所等には細心の注意を払う。
- ③ 教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ④ 心理、福祉等に関する専門的知識を有する心の相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携を図り、いじめの早期発見や被害者の心のケアに努める相談体制を構築する。
- ⑤ 児童の変化について、気付いたことを職員会議等において教職員全体で共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
- ⑥ 全ての教職員の共通理解を図るため、年に複数回、いじめの問題に関する校内研修に取り組む。
- ⑦ 学校や教育委員会・警察等が参加する「江別市指導連絡会」等を活用して情報を共有することにより緊密な連携を図る。

## 6 いじめへの対処

### (1) いじめ対処の基本

- ① 全教職員が「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」、「いじめ見逃しゼロ」という意識を持つとともに、児童が「心の危機（SOS）」を訴えたときに、適切に対応する。
- ② いじめの発見・相談を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、すみやかに組織的に対応し、情報収集を綿密に行い事実確認した上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、被害児童を守り通す。
- ③ 加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ④ 教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。
- ⑤ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- ⑥ いじめへの対応は、全教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- ⑦ いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラー、心の教室相談員や養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。
- ⑧ いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、あらかじめ保護者等に対して説明のうえ、学校から警察へ相談・通報を行う。

### (2) いじめの解消

いじめは単に、謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ・ 被害児童に心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ・ いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ防止対策委員会はいじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し確実に実行する。

いじめが解消している状態に至った場合でもいじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

### (3) 学校間の連携

いじめを受けた児童生徒やいじめを行った児童生徒の進学や進級、転学の際には、児童生徒の個人情報の取扱いに配慮しつつ、当該学校間において、いじめ等に関する指導記録等の引継ぎが確実に行われるよう整備する。

## 7 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

### (1) ネットに関わるいじめ

- ① スマホ・ネット利用に伴うSNS等のトラブル防止のため、「えべつスマート4 Rules (ルール)」の浸透を図るなど、児童生徒及び保護者に対して情報モラル教育に関する啓発活動を行う。
- ② ネットパトロールの実施などにより、問題となる情報を発見した場合には、関係機関と連携・協力して適切な対応を行う。

### (2) ネットに関わるいじめへの主な取組

- ① 外部講師を活用したネットモラル教室を実施する。
- ② 月1回程度、ネットパトロールを実施する。
- ③ ネットマナーの向上を目指した児童会活動を行う。
- ④ 児童が主体となったネット利用ルールづくりを行う。
- ⑤ 保護者に対する啓発活動を行う。

## 8 重大事案への対処

### (1) 重大事態の意味

重大事態とは、法の規定に基づき、次の場合をいう。

【第1号】いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

【第2号】いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき (いじめ防止対策推進法第28条)

- ① 第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。
- ② 第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。
- ③ 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして扱う。児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

## (2) 学校による調査

- ① 重大事態の報告  
重大事態が発生した場合、学校は教育委員会に迅速に報告し、教育委員会と協議の上、調査主体を決定する。
- ② 重大事態の調査組織  
学校が調査主体となる場合は、速やかに「いじめ防止対策委員会」において調査を実施する。ただし、重大事態の性質によっては教育委員会との協議により、専門的知識を有する第三者の参加を図ることで、調査の公平性・中立性を確保するように努める。
- ③ 事実関係を明確にするための調査の実施  
学校は、重大事態が発生したことを真摯に受け止め、児童生徒及び保護者に対してアンケート等を行い、事実関係を把握する、その際、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する。
- ④ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任  
学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で情報を提供するとともに、必要に応じて、経過報告をする。
- ⑤ 教育委員会が調査主体となる場合  
教育委員会が調査主体となる場合には、教育委員会の指示のもと、資料提供など、調査に協力する。

## 9 重大事案フロー図

